

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(16)生活保護(医療扶助)	本省	—	1,448,853	1,416,152	▲32,701	—
事案の概要	生活困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対する医療扶助について、地区担当員(以下「ケースワーカー」という。)は、病状に応じ定期的に患者及び家族を訪問し実態の把握を行うとともに、必要に応じ主治医の意見を聞くこととされている。また、長期入院患者(入院期間180日超)については、実態に即した適切な措置を講じることにより処遇の充実を図るため、長期入院患者実態把握実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、実態把握を行うこととされている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

福祉事務所は、3か月又は6か月ごとに、患者本人や家族、主治医等を訪問し、病状等の把握を行うことを改めて周知すべき。そして、その訪問で把握した実態を基に長期入院の必要性を判断していくべき。

一部の自治体で長期入院の必要性についての嘱託医による検討が適切に行われていないケースや、主治医等の意見を聞くべきと分類した患者について実際に意見調整が行われていないケースが見られることから、適切に取り組むよう改めて周知すべき。

ケースワーカーが主治医等と意見調整する際は、専門的判断等を得るため、積極的に嘱託医等の同行を求めよう周知すべき。

### 2. 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫

患者や家族への定期訪問や継続的な支援を行い、本人等の状況・意思に基づき、主治医等との意見調整や地域資源の調整等を行っている好事例を全国の自治体に横展開すべき。

現在の実施要領は、まずレセプト等の書面調査で入院継続の必要性があるか判断することとされているが、患者本人や家族の状況・希望を定期的に把握しないままレセプト等の書面調査で入院継続の必要性を判断することは難しく、また医療機関・主治医等との有効な意見調整や退院に向けた調整を行うことも難しいと考えられる。このため、書面調査を行う前にまずは患者本人や家族及び主治医等を定期的に訪問し実態把握をすることを明示するなど、実施要領の見直しも含め、長期入院の実態把握・解消への取組強化について検討を行うべき。

## 反映の内容等

### 1. 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

福祉事務所設置自治体の長期入院に対する取組を徹底するため、厚生労働省において、

- ・ 医療扶助開始後、必要なタイミングごとに患者本人や家族、主治医等を訪問し病状等の把握を行うこと
- ・ 嘱託医や主治医等と、入院の必要性の検討及び意見聴取を確実に実施すること
- ・ 主治医等への意見聴取の際、積極的に嘱託医等の同行を求めること

について、自治体への通知や生活保護全国会議等を通じて、改めて周知徹底する。

### 2. 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫

長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向け、厚生労働省において、

- ・ 患者や家族等を定期的に訪問・面談することで実態を把握し、病院や施設等と調整しながら長期入院患者の地域移行を進めているなどの好事例を収集し、全国の自治体に横展開を行う。
- ・ 実施要領による書面調査の前提として、患者や家族等への適切な訪問活動による実態把握が必要である旨、自治体への通知や生活保護全国会議等を通じて周知する。